

日 薬 業 発 第 331 号
令 和 2 年 10 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その8）

標記について、厚生労働省老健局老人保健課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いにつきましては、令和2年8月28日付け日薬業発第260号ほかにてお知らせしたところですが、今般、取扱いの期間等が更新されたとのことです（リーフレットも更新されています）。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜対象となる県＞

- | | |
|-------|--------|
| ・ 山形県 | ・ 佐賀県 |
| ・ 長野県 | ・ 熊本県 |
| ・ 岐阜県 | ・ 大分県 |
| ・ 島根県 | ・ 鹿児島県 |
| ・ 福岡県 | |

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 28 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その 8）

標記につきまして、別紙 1 から 3 のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

(別紙1)

事 務 連 絡
令和2年10月28日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その8）

令和2年7月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和2年8月27日付け事務連絡から、2 取扱いの期間及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1） 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 2 年 10 月 27 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。
- （2） 令和 2 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年12月末までの介護サービス分

なお、令和3年1月1日からの介護サービスについては、1（1）の市町村から交付された利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口で利用料の支払いを免除すること。

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- （1） 上記 1（2）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1（1）の市町村であることを確認するとともに、当該者の1（2）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- （2） 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村（令和2年10月27日時点）

	都道府県	市町村
1	山形県	山形市
2		鶴岡市
		新庄市
3		寒河江市
4		上山市
5		村山市
6		天童市
7		東根市
8		東村山郡山辺町
9		東村山郡中山町
10		西村山郡河北町
11		西村山郡朝日町
12		西村山郡大江町
13		北村山郡大石田町
14		最上郡大蔵村
15		西置賜郡白鷹町
16		西置賜郡飯豊町
17	長野県	松本市
18		上伊那郡宮田村
19	岐阜県	高山市
20		恵那市
21		下呂市

22	島根県	江津市
23	福岡県	大牟田市
24		八女市
25		みやま市
26		久留米市
27	佐賀県	杵藤地区広域市町村圏組合（鹿島市）
28	熊本県	八代市
29		人吉市
30		水俣市
31		上天草市
32		天草市
33		葦北郡芦北町
34		葦北郡津奈木町
35		球磨郡錦町
36		球磨郡多良木町
37		球磨郡湯前町
38		球磨郡水上村
39		球磨郡相良村
40		球磨郡五木村
41		球磨郡山江村
42		球磨郡球磨村
43		球磨郡あさぎり町
44		荒尾市
45		玉名市
46		山鹿市

47		菊池市
48		玉名郡玉東町
49		玉名郡南関町
50		玉名郡長洲町
51		玉名郡和水町
52		阿蘇郡南小国町
53		阿蘇郡小国町
54	大分県	日田市
55		由布市
56		玖珠郡九重町
57		玖珠郡玖珠町
58	鹿児島県	伊佐市
59		鹿屋市
60		曾於市
61		志布志市
62		垂水市
63		薩摩川内市
64		曾於郡大崎町

(別紙2)

事 務 連 絡
令和2年10月28日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その2）（リーフレット）

令和2年7月豪雨による災害に関し、被災者が利用する介護サービス事業所等における被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）や利用料の取扱いについて「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）」（令和2年7月14日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）において介護サービス事業所等で掲載いただくためのリーフレットを送付したところです。

今般、「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その8）」（令和2年10月28日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）において、被災者が利用する介護サービス事業所等における被保険者証等や利用料に関する今後の取扱いが示されたことを踏まえ、別添のとおり、リーフレットの内容を更新しました。

つきましては、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただくとともに、必要に応じて介護サービス事業所に更新後のリーフレットを改めてご活用いただきますようよろしくお願いします。

令和2年7月豪雨で被災された方について、令和3年1月1日から介護サービス事業所等の窓口での取扱いが変わります。

1. 被保険者証等の確認が必要となります。

現在、被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、住所、負担割合を確認し、介護サービスを利用できますが、令和3年1月1日からは、被保険者証等の確認が必要となります。

2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する免除証明書の確認が必要となります。

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、免除証明書の提示がない場合でも、窓口で利用料を受け取る必要はありませんが、令和3年1月1日からは保険者が発行する免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外のサービス事業所においても同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来通り支払いを受けてください。

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の介護保険に加入されている方

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が事業を廃止し又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(詳細は、厚生労働省HP「令和2年7月豪雨関連情報」における「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。

(別紙 3)

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 28 日

山形県健康福祉部	}	御中
長野県健康福祉部		
岐阜県健康福祉部		
島根県健康福祉部		
福岡県保健医療介護部		
佐賀県健康福祉部		
熊本県健康福祉部		
大分県福祉保健部		
鹿児島県くらし保健福祉部		

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 2 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（その 8）（リーフレット）

令和 2 年 7 月豪雨による災害発生に関し、「令和 2 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 5）」（令和 2 年 10 月 28 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者への方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

対象保険者は、令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 2 年 10 月 27 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

山形県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ

山形市、鶴岡市、上山市、長井市(★)、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡朝日町

[上記以外]

全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ
松本市、飯田市(★)、上伊那郡宮田村

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

岐阜県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]
恵那市、下呂市

[上記以外]
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

島根県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

江津市

[上記以外]

全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福岡県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]
大牟田市、久留米市

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

佐賀県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](☆)介護のみ
鹿島市、杵藤地区広域市町村圏組合(鹿島市)(☆)

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

熊本県 対象保険者(令和2年11月以降)

〔国保・介護保険〕

八代市、人吉市、上天草市、天草市、葦北芦北町、球磨郡錦町、球磨郡湯前町、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、玉名市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡和泉町、阿蘇郡小国町

〔上記以外〕

全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

大分県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

[上記以外]

全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

鹿児島県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ

伊佐市、鹿屋市、垂水市(★)、薩摩川内市(★)、いちき串木野市(★)、曾於郡大崎町

[上記以外]

全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨で被災された方の介護サービスの利用について、令和3年1月1日から、介護サービス事業所等での書類確認の取扱いが変わります。

1. 被保険者証等の提示が必要となります。

現在、被災者の方々が、被保険者証・負担割合証を紛失し又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合においては、氏名、生年月日、住所、負担割合を確認させていただくことで、介護サービスの利用が可能となっていますが、令和3年1月1日からは、被保険者証等の提示が必要となります。

2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する免除証明書の提出が必要となります。

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する被災者の方々については、免除証明書を提示しない場合でも、介護サービス利用料の支払いの猶予又は免除が可能となっていますが、令和3年1月1日からは保険者が発行する免除証明書を提出する必要があります。(被災地以外のサービス事業所において、サービスを利用する場合も同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来通り支払ってください。

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の介護保険に加入されている方

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が事業を廃止し又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(詳細は、厚生労働省HP「令和2年7月豪雨関連情報」における「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

証明書の発行に関しては、保険者へ問い合わせください。